

5 自然環境の保全

～未来へつなごう生命（いのち）のにぎわい～

【目標】

本県の美しく豊かな自然環境を荒廃させることなく維持していくことが必要です。

生物多様性については、その保全において特に重要な地域の実態を把握し、関係団体や地域住民等と連携して、希少種*の保全、野生鳥獣からの保護、外来種の駆除などに取り組み、多様な動植物の保全を推進します。

また、多くの人が本県の自然を体験することができるように、自然観察会やふれあい講座などの体験の機会を設けるとともに、自然公園等において、老朽化した設備を中心に補修や改修などを行い、安全な環境での自然体験を進めます。

さらに、地域の状況に応じた森林整備や里山の保全、野生鳥獣被害対策を進め、森林や農山村の持つ多面的な機能の維持に努めます。

(1) 多様な自然環境の保全

重点施策

ア 生物多様性の保全と持続可能な利用の推進 [推進主体：県、市町村、県民、関係団体]

- 生物多様性の状況の把握
 - ・ 生物多様性の状況について、県環境保全研究所を中心に、大学や民間研究機関等とも連携し、その保全において重要な地域を抽出するなど、科学的な調査・分析を推進します。
 - ・ 県内で活躍する団体・NPO、自然保護レンジャー、自然観察インストラクター、希少野生動植物保護監視員などと連携し、情報の把握に努めます。
- 開発や産業活動での配慮
 - ・ 道路や河川、砂防施設の建設に当たっては、環境に配慮した整備を推進します。また、河川改修に当たっては、多自然川づくりを基本として整備を行います。
 - ・ 河川、湖沼の維持管理に当たっては、各水辺の特性に合わせた望ましい生態系の確保に努めます。
- 希少野生動植物の保全対策
 - ・ 希少野生動植物の保護の必要性・重要性について、広く事業者や県民などの理解を深めるため、普及啓発を推進します。
 - ・ 県希少野生動植物保護条例に基づく指定による希少種の保護を図ります。
 - ・ 県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業計画による対策を引き続き推進するとともに、新たな種の計画を策定します。
 - ・ 希少野生動植物保護監視員などと連携し、生息・生育地の重点的な監視を行い、希少な野生動植物の保護を推進します。

- 外来種対策
 - ・ 外来種による生態系攪乱^{かくらん}を防ぐため、外来生物被害予防3原則*の普及啓発に努めるとともに、駆除活動を呼び掛けます。
 - ・ 農林水産業への被害など、特に問題の大きい種について、現状把握とその対策について検討します。
 - ・ 密放流の防止など、違法放流防止対策を推進します。
 - ・ 環境への配慮が必要な地域においては、緑化の際に、植物の種子を含まない無種子タイプの資材利用を推進します。

- 生物の地域固有性への配慮
 - ・ 同一種であっても、地域によって遺伝的に異なる集団があることが分かっており、人の手でみだりに移動させないなど、遺伝的に異なる個体や個体群への配慮についての普及啓発を行います。
 - ・ 植物などを観光資源とする際は、移入に頼らない地域の固有性を尊重した取組を推奨します。

- 県土や自然資源の持続可能な利用の推進
 - ・ 草原の維持、ビオトープ*の整備などによる里山の活用を推進します。
 - ・ 環境と共生する農林業の振興を進めます。

イ 連携と協働による保全対策の推進 [推進主体：県、市町村、県民、事業者、関係団体]

- 自然公園や自然環境保全地域等の保全
 - ・ 自然公園における特別地域の指定区域を拡大し、工作物の新築・改築、樹木の伐採、鉱物の採取などの行為を制限するとともに、特に自然環境の保全が必要な地域については、自然環境保全地域*や郷土環境保全地域*として指定し、その保全を図ります。
 - ・ 乗鞍岳や上高地など利用が過密になる自然公園などにおいては、マイカーによる乗り入れ規制等により、自然環境の保全を図ります。
 - ・ 県民、団体・NPO、企業、研究者、行政など多様な主体によるネットワークを構築し、関係者の連携を強化して、共同事業・地域連携保全活動などの実施につなげます。

- 地産地消等の推進
 - ・ 県産農産物や県産材の利用拡大を推進し、国外・県外の資源利用による環境への負荷や生物多様性への負担の軽減を図ります。

ウ 自然公園施設等の整備・管理 [推進主体：県、市町村、関係団体]

- 自然公園施設等の整備
 - ・ 自然保護センターや自然公園内の歩道、休憩施設などの整備・補修を行います。
- 登山道や山小屋トイレの整備・補修
 - ・ 管理者が不明となっている登山道や、自然浸透処理による山小屋のトイレについて、山小屋関係者や地元市町村などと連携し、整備・補修などを図ります。また、整備に係る費用負担の在り方についても、検討を進めます。

(2) 自然との豊かなふれあいの確保**ア 自然とふれあう機会の充実** [推進主体：県、事業者、関係団体]

- 自然とふれあう機会の創出
 - ・ 県環境保全研究所による自然ふれあい講座、自然観察インストラクターや自然解説団体による自然観察会などを実施します。
- 都市住民等との交流の推進
 - ・ 企業によるCSR*活動としての森林整備への協力、山村と都市との交流、都市と山村の二地域居住など、あらゆる主体が、様々な形で森林や山村に関わり、地域の活性化に貢献するような仕組みづくり・人づくりを推進します。
 - ・ 森林セラピー*基地など、森林空間を利用した新たな交流、産業活動の基点整備を推進します。

イ 観光利用との調和 [推進主体：県、市町村、県民、関係団体]

- エコツーリズム*、グリーン・ツーリズム*の推進
 - ・ エコツーリズムの推進を通して、観光客に地域固有の自然環境の魅力や価値を伝えることで自然環境の保全を目指します。
 - ・ 生物多様性に関連の深い地形や地質、地史的背景の特徴や魅力を地域の新たな観光資源として利活用します。
 - ・ 都市農村交流や滞在型市民農園等を活用し、農林業体験などグリーン・ツーリズムの促進を図ります。

ウ 自然公園の適切な管理 [推進主体：県、市町村]

- 自然保護センター*を中心とした自然公園の管理
 - ・ 霧ヶ峰・美ヶ原・乗鞍・志賀高原の自然保護センターなどにおいて、自然公園の適正な利用及び自然環境の保全について普及啓発を図ります。また、自然保護レンジャーの協力の下、自然公園内において巡視活動や利用者への指導などを行います。

○ 自然保護センターの設備・運営

- ・ 自然を楽しみ、学ぶ機会の拡充を図るための拠点施設として、自然保護センターの安全整備や管理運営を行います。

(3) 森林や農山村の多面的機能の発揮

ア 森林整備による生活環境や良質な自然環境の保全 [推進主体:県、市町村、事業者、関係団体]

○ 地域や森林の状況に応じた効率的かつ効果的な森林づくりの推進

- ・ 公益的機能の高度発揮を目指す森林では、将来の針広混交林化等を基本とし、間伐などの森林整備の推進を図り、災害に強い森林づくりを進めます。
- ・ 木材生産機能の高度発揮を目指す森林では、持続的に森林資源の供給が可能となるよう、間伐のほか、林齢の多様化など主伐や植栽も取り入れた森林づくりの推進を図ります。
- ・ 間伐については、傾斜・地形・路網の状況などを勘案しながらも、資源の有効活用の観点から、できるだけ間伐材を搬出する「搬出間伐」を推進します。

○ 林業・木材産業の活性化による資源の循環利用の推進

- ・ 品質や性能の高い県産材製品を安定的に供給するための生産及び加工流通体制の整備などを促進します。
- ・ 木造住宅や公共建築物等への県産材利用を基本とし、土木用材・家具・木質バイオマスなどの様々な用途への利活用を図ります。

○ 担い手対策の推進

- ・ 県林業労働力確保促進基本計画に基づき、林業労働力の確保に向けた雇用の改善・事業の合理化等を進めるとともに、段階的・体系的な研修カリキュラムによる研修会などの開催により、森林施業プランナーや林業事業体の養成を推進します。また、総合的な視野で地域の森林づくりや、林業を牽引できる人材を育成します。
- ・ 県産材製品の普及啓発を図るため、工務店・設計士等を対象とした「信州木の家マイスター講座」などを通じ、県産材に精通した人材の育成を進めます。

イ 農山村の多面的機能の維持と環境保全 [推進主体:県、市町村、県民、関係団体]

○ 農地及び農業用水の保全

- ・ 農地・農業用水等の資源や農村環境を保全するため、地域ぐるみの共同活動として行う水路の泥上げ・補修、草花の植栽、農道への砂利補充などを支援します。

- ・ 中山間地域において、耕作放棄地の発生防止と多面的機能の維持を図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた取組を支援します。

○ 里山の保全・活用

- ・ 長野県の観光資源でもある草原の維持、再生活動を促進します。
- ・ 河川や水路、耕作放棄地などを中心にビオトープとしての整備を推進します。

○ 自然の力を活かした環境農業の推進

- ・ 農産物の健全な生育の促進と化学肥料の低減を進めるため、堆肥の施用や土壌診断による適正施肥など、土壌の物理性、化学性及び生物性の改善を推進します。
- ・ 病害虫の防除に使用する化学合成農薬の低減を進めるため、天敵や光の利用などIPM*の実践を推進します。
- ・ エコファーマー*や「信州の環境にやさしい農産物認証制度*」の面的な拡大を図るため、地域別・品目別に、レベルに応じた技術対策を示します。

ウ 野生鳥獣の保護管理 [推進主体：県、市町村、県民、関係団体]

○ 被害集落の総合的な対策

- ・ 野生鳥獣から農地や造林木を守るため、防護柵の設置や忌避剤の塗布、ニホンザルの追い払いなど、地域の実態に応じた適切な被害防除対策の取組を推進します。
- ・ 地域ぐるみで有害鳥獣を捕獲する集落等捕獲隊の組織化などを推進します。
- ・ 野生鳥獣の隠れ場所、通り道となっている里山の荒廃森林や耕作放棄地の整備を通じて鳥獣の生息域と集落とを区分する緩衝帯の整備を推進するとともに、間伐の促進や針広混交林の整備など、生息環境対策を推進します。

○ ニホンジカ等の計画的な個体数調整の実施

- ・ 高山帯等における希少植物の食害や地域の農林業に大きな脅威となっているニホンジカなどの野生鳥獣について、広域的な捕獲を推進し、適正な個体数の管理を図ります。

○ 狩猟者の育成・確保

- ・ 市町村や猟友会等が協力して行う新規狩猟者確保のための取組を支援するなど、減少している狩猟者の育成・確保を図ります。

<達成目標>

目標名	基準値 (H23 年度)	目標値 (H29 年度)
「生物多様性」の認識状況	30%未満 (H22 年度)	50% (H32 年度)
希少野生動植物保護回復事業計画策定数	9 種	15 種 (H32 年度)
自然公園の指定面積	278,549ha (H22 年度)	拡大 (H32 年度)
自然環境保全地域面積	790ha (H22 年度)	拡大 (H32 年度)
都市農村交流人口	546,544 人 (H22 年度)	600,000 人
山小屋トイレにおけるし尿処理施設整備率	70.6% (H22 年度)	85.0% (H32 年度)
間伐の推進（森林の公益的機能の高度発揮）	104,885ha (H19-23 年度)	94,000ha (H25-29 年度)
林業就業者数（林業の担い手の確保）	2,461 人	3,000 人 (H32 年度)
高性能林業機械の稼働台数	209 台	390 台 (H32 年度)
素材生産量	329 千m ³	750 千m ³ (H32 年度)
県産材の製材品出荷量	109 千m ³	237 千m ³ (H32 年度)
信州の環境にやさしい農産物認証面積	1,483ha (H22 年度)	2,200ha
地域ぐるみで取り組む農地・水・環境の保全活動	22,484ha (H22 年度)	25,000ha
ニホンジカによる農林業被害の減少市町村の割合	50%	100%

重点施策（再掲）

施策項目	掲載ページ
エネルギー消費量の削減	20
再生可能なエネルギーによる発電設備の拡大	21
再生可能な熱・燃料の拡大	22
廃棄物の発生抑制の推進	25
水資源の保全	30
生物の多様性の保全と持続可能な利用の推進	37



長野県・信州豊かな環境づくり県民会議
H24年度環境保全に関するポスターコンクール入賞作品